

「自然の権利」

基金



vol.81

2018年10月1日

事件報告 東浦町メガソーラー開発行為許可処分の取消訴訟

事件報告 福井原発訴訟（滋賀）

事件報告 沖縄ジュゴン『自然の権利』訴訟期日報告inサンフランシスコ

期日情報

いのちはじゅんぐり

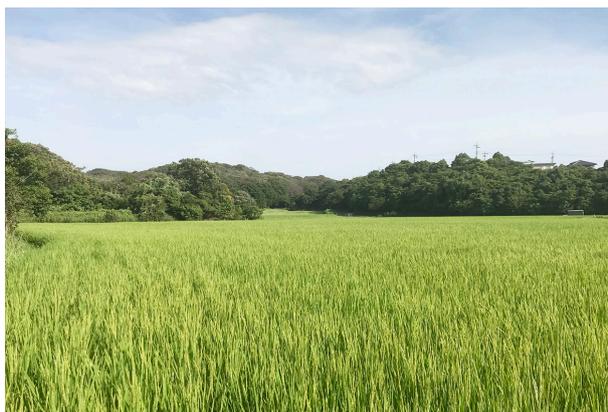
利根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

事務局より

≡ 「自然の権利」基金の支援する訴訟が新たに加わりました ≡

事件報告 東浦町メガソーラー開発行為許可処分の取消訴訟



東浦町メガソーラー建設予定地

1. メガソーラー開発問題

再生可能エネルギーへの転換は時代の大きな流れとなっており、太陽光発電は、温室効果ガスを排出する石炭・火力発電や原子力発電に変わる電源として期待されています。しかしながら、大規模な太陽光発電施設、すなわちメガソーラーが設置される過程で、大規模な環境破壊が行われる現象が生じております。本来

は環境に配慮した太陽光発電のはずが、逆に環境破壊を行うという逆転した現象が生じているのです。

このようなメガソーラー開発の問題は、伊豆半島にある伊東市などを筆頭に各地で問題となっておりますが、ここでは私が取り組んでいる愛知県知多郡東浦町のメガソーラー開発についてご報告させていただきます。

2. 事案の概要

愛知県知多郡東浦町の卯ノ里にある東ヶ丘は、自然豊かな森に囲まれ住環境に恵まれています。ところが、平成28年頃からメガソーラー開発計画の存在が明らかとなりました。数回の住民説明会が行われたものの、住民の納得のいく説明のないまま、平成30年3月に開発許可の申請が行われました。

一度許可が出されますと、事業者はすぐに伐採を開始してしまいます。伐採後には、切り土、盛り土の作業が予定されており、豊かな自然に育まれた土壌は喪失し、そこから自然が失われることとなります。土壌が喪失することに伴う被害は甚大であり、良好な景観を損ない、隣接するため池の枯渇及び調整池を原因と

する洪水等の被害が生じることは容易に想定されま
す。また、そこで農業を営む等している者の水の確保
に著しい支障が生じることは明らかです。

3. 訴訟提起

そこで、開発行為予定地に隣接するため池を所有す
る住民、そのため池から水をひき農業を営んでいる地
域住民らが原告となり、愛知県に対して、平成30年3
月27日、愛知県が開発許可を出すことを防ぐため、開
発許可の差し止めを求める訴訟を提起しました。また、
訴訟が終了する前に開発許可が出る可能性もあるの
で、訴訟が終了するまでの間暫定的に差し止めを求
める、開発許可の仮の差し止めの申立も行いました。

ところが、平成30年5月25日、許可が出てもすぐに
森林の伐採が開始される可能性が高いとは言えない等
の理由から、仮の差し止めを求める要件である「償うこ
とのできない損害を避けるため緊急の必要」があるとは
言えないと判断し、仮の差し止めの申立を却下決定し
ました。

そして、平成30年7月4日、愛知県は開発許可を決定



東浦町メガソーラー建設予定地隣接のため池

しました。

私たちは、従前訴訟提起していた開発許可の差し止
め訴訟を、開発許可の取消訴訟に変更し、併せて開発
許可の効力を暫定的に停止する、開発許可の執行停止
の申立を行いました。また、愛知県に対してだけでは
なく、開発事業者に対しても、平成30年7月9日、開発
行為をすることを禁止する仮処分命令の申立を行いま
した。

4. 開発行為

ところが、開発許可が出るや否や、私たちの危惧し
たとおり森林の伐採が開始されました。現在も開発
がどんどん進んでおり、以前のような豊かな自然
は破壊されてしまいました。

しかしながら、土地さえ確保できれば時間をかけて
再生することは可能と考え、開発行為が完成すること
のないよう、今後も訴訟や仮処分手続などで争ってい
きます。

東浦町メガソーラー弁護団 弁護士 吉浦勝正



東浦町メガソーラー訴訟原告や住民らと
(訴訟提起の際に名古屋地裁前で)

期日情報

応援をよろしくお願いいたします。

【第3次やんばる訴訟】

9月11日 13:30～ 口頭弁論

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

9月14日 13:30～ 口頭弁論

12月7日 13:30～ 口頭弁論

(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【上関原発】 山口地方裁判所

11月14日 14:00～ 判決

【えりもの森】 札幌地裁

10月2日 10:00～ 判決

【天ヶ瀬ダム再生事業差止事件】 京都地方裁判所

10月24日 11:00～ 弁論準備(非公開)

【福井原発訴訟】 大津地方裁判所

9月20日 14:30～ 口頭弁論

12月25日 14:30～ 口頭弁論

【亀岡駅北&スタジアム問題】 京都地方裁判所

住民訴訟 10月24日 15:00～口頭弁論

取消訴訟 10月24日 15:30～口頭弁論

【有明】

・小長井・大浦漁業再生(福岡高等裁判所)

2015年3月1日 上告中

・開門阻止(福岡高等裁判所)

上告中

・小長井・大浦漁業再生[第2陣・第3陣](長崎地方裁判所)

10月9日 15:30～ 口頭弁論

・請求異議訴訟(福岡高等裁判所)

7月30日判決があり、8月10日上告しました

・開門差止仮処分(保全抗告)(福岡高等裁判所)

次回審尋期日は追って指定

【馬毛島】・損害賠償請求事件(鹿児島地方裁判所)

追って指定 *理由は下記のとおり

・復旧命令義務付け請求訴訟(鹿児島地方裁判所)

10月24日 13:30～ 中間判決または終局判決

【東浦町メガソーラー】(名古屋地方裁判所)

・開発許可差止請求事件

10月23日 11:00～ 口頭弁論

・仮処分命令申立事件

9月21日 10:00～

- 1 私たちは、大津地裁を舞台に、関西電力を相手取り、原発の運転差止めを求める民事訴訟と民事仮処分を闘ってきました。仮処分事件では、平成28年3月9日に大津地裁で高浜原発3、4号機の運転を差し止める決定を勝ち取ることができましたが、平成29年3月28日大阪高裁によって大津地裁決定が取り消されました。私たちは、断腸の思いで最高裁への特別抗告を断念し、今後は、民事訴訟に全力を注ぐこととしました。結果的には負けましたが、高浜3、4号機の再稼働を約1年間遅らせるという成果を上げることができました。
- 2 民事訴訟は、当初11機（美浜1～3、大飯1～4、高浜1～4）を対象としていましたが、その後美浜1、2、大飯1、2の廃炉が決まり、現在は、残りの7機について運転差止めを求めています。
- 3 民事訴訟の最近の動きのいくつかを紹介します。
 - (1) 私たちは、関西電力が定めた基準地震動が過少であると主張しています。関西電力は対象活断層が活動したときの地震の規模や原発サイトの揺れを過去の地震の観測データから算出した平均式に基づいて算定しています。しかし、この算定式は、平均を求める式であり、現実の観測データは平均式の前後にばらついていきます。私たちは、原発のような危険物の基準地震動の算定に用いるのであれば、観測データのバラツキを考慮すべきであると主張していますが、関西電力は、観測記録にバラツキが生じるのは、そのデータを採取した地域の地盤の性質による（例えば、軟弱地盤であれば地震動は増幅する）ところ、若狭地域は、均質な硬質地盤が広がっているため、バラツキを考慮する必要は無いと主張してきました。そして、上記大阪高裁決定は、関西電力のこの主張を全面的に採用しました。私たちは、元京都大学助教授の赤松純平博士に依頼して、関西電力の地盤調査が杜撰なものであること、「均質な硬質地盤が広がっている」という関西電力の評価がいかに恣意的なものであるかを主張、立証してきました。
 - (2) 原発にまつわる各種の問題の中でも、使用済み核燃料の処分問題は深刻です。今後10万年にもわ

たってこれを安全に管理するという負担を将来世代に与えるというのは、犯罪的な行為です。しかし、従前、この問題は、原告の人格権侵害を理由として原発の運転差止めを求めるという構造の民事訴訟においては争点化されてきませんでした。私たちは、今を生きる者は、将来世代に対し、負の遺産を残さない義務を負っていると同時に、負の遺産を残そうとする者に対してそれを差し止める権利を持っていると主張し、その権利を「命をつなぐ権利」と名付け、この権利は、憲法13条が保障している人格権の一つであるとの主張を始めました。今後、使用済み核燃料問題を訴訟の争点の一つとして位置づけ、議論していきたいと思えます。

- 4 福島原発事故のあと、一時期、原発訴訟についての裁判所の姿勢に変化が見られましたが、最近では、福島原発事故前に回帰したかのような決定が続いています。しかし、原発安全神話も、原発必要神話も、原発低コスト神話も崩壊した現在、世論は脱原発の意見が圧倒しています。裁判所がいつまでも世論と乖離していられるはずがありません。大津では、今の悪い流れをもう一度市民の側に引き戻すような判決を目指して力を尽くしていく所存です。

以上

（文・写真）福井原発訴訟（滋賀）

弁護士 井戸謙一



著者顔写真

「自然の権利」応援団よりご案内（くわしくはチラシをご覧ください）

環境と健康を考えるJ&M
「自然栽培米ササニシキ」



ベックライヨナタンの
シュトーレン



ナキウサギカレンダー2019





期日前集会にて原告のみなざまと
(後列左から2番目CBDのピーターさん、同3番目サラ・パート弁護士)
(後列右から1番目著者、同2番目吉川秀樹さん)



CBDのピーターさんに
ジュゴンかりゆしを渡す真喜志好一さん

1 はじめに

ジュゴンという生き物をご存知でしょうか。ジュゴンは、人魚のモデルになったともいわれる非常に珍しい海洋哺乳類の一種です。そんなジュゴンと会うことができる海が今、米軍基地の移設により埋め立てられようとしています。そして、そのジュゴンの住処を守るための訴訟が、アメリカで提訴されています。

今から約15年前、沖縄の住民やJELF、アメリカの環境団体が協力して、米国連邦裁判所に提訴したことによりジュゴン訴訟は始まりました。2008年には、国はジュゴンに考慮する手続きをしなければならない、という法令に基づき辺野古の埋立てを進める事は違法とする中間判決が示されました。その後、法律が求める手続きの履行を終えたというDODの主張を受け、原告の訴えを却下する判断がなされました。そこで、原告は高等裁判所に控訴し、高等裁判所は原告の控訴を認め、地裁に差戻す判決を出されました。

2 期日当日

そんな経緯を辿っているジュゴン訴訟ですが、今回はJELFの一員として、原告の真喜志好一さん及び当該訴訟に長い間尽力されている吉川秀樹さんと共に、サンフランシスコ連邦地裁で行われる結審期日に参加するためにサンフランシスコに向かいました。

到着した後、まずは原告である米国NGOのCenter for Biological Diversity (CBD) の皆さんと翌日の期日前に予定されている集会の日程等を確認しつつ、懇親を深めました。

同じ目的を共有する原告との時間は、非常に有意義で、大変刺激的でした。また、CBDの皆さんに真喜志さんからジュゴン柄のかりゆしのサプライズプレゼントなどもあり、事前集会及び期日に向けて心一つにすることができました。

期日当日には、ジュゴンや現地の人々を応援するために裁判所の前で集会を行いました。CBDのみならずTurtle Island Restoration Networkの皆さんも早くから、ジュゴンの着ぐるみなどを準備してくれていました。当該集会は、ジュゴン訴訟に関心を持つ沢山の

皆さんと共に士気を高めるものであり、一丸となって期日に臨む上で大変重要なものでした。もちろん、ただの集会ではなく、三線の音色が響き渡り、参加者皆がカチャーシーを踊りつつ、チャントやスピーチでジュゴンを応援する賑やかで力強いものでした。また、世界的なジュゴン研究者として当該訴訟をサポートくださっているヘレン・マーシュ先生や当該訴訟の代理人サラ・パート弁護士が訴訟に対する思いを語ってくれ、参加者は皆真剣に耳を傾けていました。また、集会の賑やかさや真剣さが伝わったのか、参加者の数も徐々に増え、終盤に差し掛かる頃には50人以上の人が参加していたように思います。

実際に弁論が始まると、裁判官は差戻し後に双方から提出された新しい書面にに基づき、原告被告それぞれの主張を再度繰り返し口頭で確認していました。

詳細については、紙面の都合上、割愛させていただきますが、DODは、手続き上の違法はないと主張し、原告側は辺野古、大浦湾に残る海草藻場がジュゴンにとっていかに重要かを丁寧に主張していました。傍聴席が埋まるほどに、現地でも注目されており、この訴訟の持つ重要性を改めて感じました。

3 最後に

この記事を書かせていただいている最中に原告敗訴を告げる非常に信じられない判決がなされ、現在弁護団で対応を検討中です。また、現地では辺野古への土砂投入問題や翁長雄志沖縄県知事が逝去されるなど不安の日々が続いております。ジュゴン訴訟が現地で頑張っている皆様の力に少しでもなっていれば幸いです。

最後になりましたが、辺野古の問題に最期まで尽力されていた翁長知事のご冥福を心からお祈り申し上げます。

以上

(文・写真) 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

弁護士 渡部貴志

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

環境省が進めている「つなげよう、支えよう 森里川海」プロジェクトを知った時の衝撃は今でも忘れられない。3.11で放射能を世界中にばら撒いた後お詫び行脚すべきところを、分断されている（されかかっている）森里川海の繋がりを取り戻すことにより「循環共生型社会（環境・生命文明社会）」を実現し、日本を世界のモデルにするという強い意志を感じたからだ。

プロジェクトを実行する財源としても利用できる「森林環境税」の使い方指針と大まかな金額がすでに各自治体に提示されたという。私たちは、森林環境税の用途をプロジェクト本来の哲学である住民一人一人が係われる「お賽銭」とするためにみなかみ町への政策提言の準備を始めた。

新しい産業を造るための提言になる。百姓が、樵が、猟師が、大工が・・・自然と共生するすべての住民が50年後も輝ける町にするために。

（文・写真）有限会社建築工房無有
代表取締役 河合純男



ナラの薪（焚付け用小割り杉材入り）



マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

この夏、長男が生まれ、彼が初めて触れた外気は、息をしづらいほどの熱気でした。全国的に35度を超える暑い日が続き、西日本豪雨や各地で頻発するゲリラ豪雨による河川の氾濫・洪水や土砂崩れの発生、また、異常な進路を辿る台風の発生等があった、例年になく過酷な夏が、今、終わろうとしています。

さて、異常気象のニュースに触れる度、自分が小さい頃はどうかということを考えました。私の小さい頃は、最高気温が30度を超えると「暑い日」と言われ、「日射病」に注意するように言われていた気がします。麦わら帽子をかぶって、水筒を持っていれば、「暑い日」であっても、木陰で休憩しつつも外で遊べていました。ところが、今や、最高気温が30度を下回る日の方が少なく、「熱中症」に注意するように言われます。それに加えて、私の地元では、木陰が減少していました。かつて、子どもたちの絶好の遊び場となっていた竹林や森林が、今や住宅地になっており、気持ちのいい風が吹いていた木陰は、すっかりなくなっていたのです。

青々と茂った木々は、人々に安らぎと憩いの場を与えてくれます。そんな自然環境は、目先の利益のために一瞬で破壊されることがあるため、世代間のバトンリレーで永く守っていかなければなりません。私から長男へのバトンを渡すためにも、長男には、積極的に緑に触れる機会を作り、心身を育みたいと思っています。

（文）弁護士中川亜美



事務局より

先月の北海道胆振東部地震で被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。大きな被害が伝えられている地域に現在の会員さんや元会員さんも少なからずいらっしゃるかと心配しております。本当に大変な思いをされたこととお察しいたします。くれぐれもご無理されて体調を崩されませんようご自愛くださいませ。

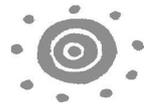
さて、2018年最後の通信をお送りいたします。猛暑や豪雨をはじめ様々なことのあった一年でしたが、今年も変わらぬご支援を賜りまして、本当にありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。

また、2018年の会員ご継続をいただけていない方には、継続のお願いと会費納入用の払込用紙を同封いたしました。引き続きご支援くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

新たな訴訟もはじまりましたので、今後とも変わらぬご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

連載

命はじゅんぐり



愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。農をつうじて培われた、「自然とつきあう作法」をご紹介します。

9番目のモリアオガエル（森青蛙）

福津農園の農地に続く里山と沢も含めると8種類の蛙がいると長年思っていた。

トノサマ、ツチ、ヌマ、シュレーゲル、ニホンアマ、ヒキ、タゴ、ナガレタゴを冠する蛙たちである。小さな家族農園にこれだけの蛙が共存するのは自慢の1つでもあった。ところが昨2017年、田に突き出たサンゴ樹の枝にぶら下がる白い泡状の卵塊を発見。9番目の蛙、森青蛙が初見参！そして今年注意していたら、田植え（6月中旬）の頃、昨年と同じサンゴ樹並木で「コロロ、ココココ」と雄が雌を呼ぶ声が聞こえ、7月1日に卵塊発見。今年も1つだけ。ただ今年の卵塊は田水面より40cmほど陸地側。幼いオタマジャクシが落下しても水にたどり着けそうもない場所なので、水と水辺の草を入れたコンテナ（40×50×水深15cm）を真下に置いてみた。7月5日にはたくさんのおタマジャクシがコンテナで泳ぎ回っていた。雨の7月3日に卵塊から降りてきたようだ。その多くを田に放ち、一部をコンテナで飼育することにした。数十匹が無給餌で足が出るまで育った。7月下旬になって鶏のエサ（発酵米糠や一番だし後の削り節）をほんの一つまみ入れるとよく食べた。7月23日には後足が見え、28日には大きな吸盤つきの手足が揃い、29日には上陸開始。30日が上陸最盛期。8月9日、最後の一匹が上陸し、コンテナにはボウフラ対策に入れたメダカたちが静かに泳いでいた。

連日の猛暑でオタマジャクシは比較的短期間で成長したようだ。「子供たちよ、山で成長し、2年後には産卵に戻っておいで。サンゴ樹の枝を詰めずに待っとるよ。」

愛知県で準絶滅危惧種の森青蛙が今時、何故、福津農園で繁殖するようになったのか？他の8種の蛙は上手に農園内で棲（す）み分けしている様子が観察できるが、森青蛙はどのように棲み分けるのか。特に山を棲み処とするシュレーゲル青蛙との関係は興味深い。いずれにしても、山間地で生態系の調和を旨として不耕起農法も採用する有機農業の里は、多様な生き物が共存・共生するのに都合な環境を創造しているようだ。因みに、世間の近代化農業の水田では、この時期機械化の利便を優先した中干しが行われ、猛暑下のヒビ割れた田にはオタマジャクシどころか、動物の気配がほとんどない。

福津農園のような「金もうけ」では条件不利な農業も、人間の生存環境や福祉の視点で評価すると、外部生産と外部経済に由来するその社会貢献度は大きい。持続可能な農と社会への道を拓く。農業のあり方とその評価を世に問う面白い話題かと思ひ紹介した。

（文） 福津農園 松沢政満



右の車軸藻や左の鳥毛藻（絶滅危惧種）の揺り籠の中で上陸準備



Fund for
the Rights
of Nature



「自然の権利」基金

ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.81

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennoekenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179一般社団法人自然の権利基金 カナ：シヤ）シゼンノケンリキケン